

# 株式会社ダイブ 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条（商号）

当社は、株式会社ダイブと称する。なお、英語表記としては、Dive Inc.とする。

### 第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 会社又は官公庁が委託する福利厚生事務処理業務及び福利厚生施設の維持管理に関する業務請負
- 2 一般労働者派遣事業及び有料職業紹介業
- 3 人材の職業適性能力の開発のための研修の実施
- 4 外国人労働者の労務コンサルティング業務
- 5 採用活動に関するコンサルティング業務
- 6 コンピュータによる情報処理業務
- 7 情報システムの企画、設計、開発、販売、保守に関する業務
- 8 情報システムを利用した商取引の事務受託及び代行
- 9 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- 10 経営コンサルタント業務
- 11 講演会、研修会、セミナーの開催等の教育・研修事業
- 12 留学の仲介サービス業及び留学手続きの代行業務
- 13 各種留学及びワーキングホリデーの企画、斡旋及びコンサルティング
- 14 損害保険の代理業
- 15 旅行業
- 16 指定管理者制度による公共施設の運営受託に関する業務
- 17 宿泊施設、温泉施設、飲食店、小売店及びレジャー施設等の経営、運営及び管理
- 18 宿泊施設、温泉施設、飲食店、小売店及びレジャー施設等に関するプラットフォームサイトの企画、設計、開発、制作及び運営
- 19 酒類の販売業
- 20 建物の保守、管理、点検、清掃及びそれらの請負
- 21 インターネットのウェブコンテンツ及びウェブサイトの企画、設計、開発、制作及び運営
- 22 EC（電子商取引）サイトの企画、設計、開発、制作及び運営
- 23 前各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業
- 24 前各号に付帯し、または関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

### 第4条（機関の設置）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

#### 第5条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

#### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、960万株とする。

#### 第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

#### 第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

#### 第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

#### 第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第12条（基準日）

当会社においては、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第13条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

#### 第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第18条（議事録）

株主総会の議事については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第19条（取締役の員数）

当社の取締役は、3名以上8名以内とする。

#### 第20条（代表取締役の選定）

取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役を1名選定する。

- 2 代表取締役は取締役社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

#### 第21条（役付取締役の選定）

取締役会は、業務上必要がある場合はその決議により、取締役会長及び取締役副社長

各1名並びに専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

#### 第22条（取締役の選任）

取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第23条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第24条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。
- 3 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

#### 第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- 2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

#### 第26条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法務省令の定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

#### 第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第29条（取締役の責任に関する定め）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締

結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### 第30条（監査役の員数）

当会社の監査役は、3名以上とする。

### 第31条（監査役の選任）

監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

### 第32条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第33条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### 第34条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

### 第35条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

### 第36条（監査役会議事録）

監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

### 第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### 第38条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第39条（監査役の責任に関する定め）

当会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

- 2 当社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### 第40条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第41条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第42条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

### 第43条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

### 第44条（剰余金の配当）

当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

- 2 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。
- 3 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

### 第45条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社は、その支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

## 第8章 附則

### 附則第1条（電子提供措置等の効力発生日）

第15条（電子提供措置等）は、当社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式（以下「振替株式」という。）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

- 2 本条の規定は、当社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。

— 定款変更履歴 —

日付	内容	詳細
平成 23 年 3 月 31 日	一部変更	株式譲渡制限に関する規定
平成 24 年 1 月 11 日	一部変更	目的の変更(追加)
平成 27 年 5 月 15 日	一部変更	目的の変更(追加)
平成 28 年 1 月 4 日	一部変更	目的の変更(追加)
平成 29 年 8 月 3 日	一部変更	発行可能株式総数の変更
平成 30 年 5 月 4 日	一部変更	取締役会設置・監査役の設置
平成 30 年 11 月 15 日	一部変更	事業年度の変更(4 月 1 日～3 月 31 日)
平成 31 年 3 月 29 日	一部変更	商号変更
平成 31 年 6 月 28 日	一部変更	商号英文表記追加、目的の変更、監査役会追加、株式取扱規程の追加、株主総会特別決議の定足数変更、取締役会規程の規定新設、監査役員数の変更、常勤監査役の設置の規定新設、監査役会の招集通知・議事録の規定新設、監査役会規程の規定新設、監査役の報酬等の規定変更
平成 31 年 8 月 30 日	一部変更	目的の変更(追加)
令和 2 年 4 月 30 日	一部変更	監査役会廃止に係る変更
令和 2 年 6 月 29 日	一部変更	株主名簿管理人廃止に係る変更
令和 3 年 3 月 1 日	一部変更	事業年度の変更(7 月 1 日～6 月 30 日)・目的の変更
令和 4 年 4 月 1 日	一部変更	目的の変更(追加)、監査役会追加、監査役員数の変更、常勤監査役の設置の規定新設、監査役会の招集通知・議事録の規定新設
令和 4 年 9 月 28 日	一部変更	酒類の販売業(追加)・監査役の任期※増員規定の削除
令和 5 年 9 月 29 日	一部変更	株主名簿管理人設置に係る変更
令和 5 年 11 月 16 日	一部変更	公告：官報から電子へ、譲渡制限の撤廃、会計監査人設置、単元株導入等
令和 5 年 11 月 24 日	一部変更	発行可能株式総数の変更